

企業の施工能力評価事前審査登録制度実施要領 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: right;">平成25年12月25日 25建企第485号 <u>最終改正 令和6年12月16日 6建企第222号</u></p> <p>第1条 (略)</p> <p>(事前審査登録について)</p> <p>第2条 事前審査登録は、原則、適用前年度に申請を行う第1回申請と適用年度当初に申請を行う第2回申請に分けて行うものとする。ただし、年度の途中から登録を申請する場合及び、既に登録している項目の変更登録を行う場合は、随時申請により行うものとする。</p> <p>【第1回申請について】(略)</p> <p>【第2回申請について】(略)</p> <p>【随時申請について】</p> <p>申請項目 (略)</p> <p>申請期間 (略)</p> <p>事前審査登録結果の適用開始日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>結果通知書の通知日</u>以降に公告する工事案件に適用 <p>(申請の方法)</p> <p>第3条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 各申請については、以下のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙媒体1部(申請書及び添付資料等) ・ 電子媒体(CD-R)1部(申請書及び提出様式のExcelデータと添付資料のPDFデータ) ・ <u>110円</u>切手を貼った返信用の封筒(長3号:120mm×235mm) <p>3. 申請書は、原則郵送によるものとする。<u>(やむを得ない場合は持参可とするが受付用の控えを用意すること。)</u></p>	<p style="text-align: right;">平成25年12月25日 25建企第485号 <u>最終改正 令和5年12月15日 5建企第324号</u></p> <p>第1条 (略)</p> <p>(事前審査登録について)</p> <p>第2条 事前審査登録は、原則、適用前年度に申請を行う第1回申請と適用年度当初に申請を行う第2回申請に分けて行うものとする。ただし、年度の途中から登録を申請する場合及び、既に登録している項目の変更登録を行う場合は、随時申請により行うものとする。</p> <p>【第1回申請について】(略)</p> <p>【第2回申請について】(略)</p> <p>【随時申請について】</p> <p>申請項目 (略)</p> <p>申請期間 (略)</p> <p>事前審査登録結果の適用開始日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月の翌月1日以降に公告する工事案件に適用 <p>(申請の方法)</p> <p>第3条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 各申請については、以下のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙媒体1部(申請書及び添付資料等) ・ 電子媒体(CD-R)1部(申請書及び提出様式のExcelデータと添付資料のPDFデータ) ・ 84円切手を貼った返信用の封筒(長3号:120mm×235mm) <p>3. 申請書は、原則郵送によるものとする。</p>

改正後

第4条~第8条（略）

附則

本要領は、令和6年12月16日から施行する。

現行

第4条~第8条（略）

附則

(追加)